

河内長野市立加賀田小学校 P T A の

事務に関する委任契約書

令和元年 5 月 10 日

河内長野市立加賀田小学校 P T A

河内長野市立加賀田小学校 P T A の事務に関する委任契約書

河内長野市立加賀田小学校 P T A (以下「甲」という。) と河内長野市立加賀田小学校 (以下「乙」という。) とは、河内長野市立加賀田小学校 P T A の事務に関して、次のとおり委任契約を締結する。

(委任事項)

第1条 甲は、乙に対し、河内長野市立加賀田小学校 P T A 事務のうち、次の行為をなすことを委任し、乙はこれを受諾する。

- (1) 会費の集金及び督促
- (2) 印鑑、出納簿及び預金通帳の保管・管理
- (3) 経理事務

2 前項各号に明記されていないもので必要が生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 乙は、第三者に対し、委任事項の一部若しくは全部を委任し、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、又はこの契約上の地位を承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(報酬)

第3条 この委任契約に関し、甲は、乙に名目の如何を問わずいかなる報酬も支払わない。また、乙は、甲に対して名目の如何を問わずいかなる報酬も求めない。

(秘密の保持等)

第4条 乙は、委任契約履行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、保管・管理する書類等を他人に閲覧させ、書写させ又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(契約期間)

第5条 本契約期間は、令和2年PTA総会までとする。ただし、甲又は乙が契約期間満了の1か月前に書面により本契約終了の意思表示をしない限り、本契約は従前と同一の内容で更新されるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲乙いずれにおいても、本契約期間中1か月以前に相手方に通知することにより、本契約を解約することができるものとする。

(補足)

第6条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和元年5月10日

委任者（甲）

河内長野市立加賀田小学校 PTA
会長 渡邊 実信



受任者（乙）

河内長野市立加賀田小学校
校長 阪上 浩昭

